第６号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（　2023　年度）

和歌山県橋本市市脇5丁目1番24号
南海りんかんバス株式会社
取締役社長　和田　純一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車両更新時ノンステップバス導入	今後は、車両更新の際ノンステップバスに更新していく方針である。	前年度、未実施

②　乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
乗務員に声掛けをするように指導	高齢者、障がい者等の旅客に対し、積極的に声掛け等を行い旅客支援に努めるよう指導する。	ケーブルカー到着時に声掛けを行い旅客支援に努めるよう指導している。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	車内行先表示機を小型のものから順次大型化する。	前年度、未実施

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容（計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
車椅子乗車方法等の車両講習	運転士全員に対し、ステップ等の使用方法、介助方法等の指導を 行っている。新規採用時も同様に指導している。	入社後教習時に必ず指導している。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

お客さまのご意見を社内全体で共有し改善を行う。

（３）報告書の公表方法

弊社ウェブサイトへ掲載

（４）その他

Ⅱ　乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2024年3月31日現在）

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	33	25	21	4				8	6			2		
年度内に供用を開始した車両数	0	0						0	0			0		
年度内に供用を廃止した車両数	0	0						0	0			0		
年度末車両数	33	25	21	4				8	6			2		

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	

（第６号様式）

注１．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

２．ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

３．ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

４．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち２及び３に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第２項第２号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

５．基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第１項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

６．公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち５に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

７．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

８．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

９．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。